各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 専務理事 山崎篤男

東日本大震災九周年となる3月11日における弔意表明について

つきましては、貴会におかれましても、東日本大震災九周年となる3月11日の午後2時46分に黙祷を捧げるようご協力をお願いいたしますとともに、貴会会員の皆様に対しましても、周知方よろしくお願いいたします。

以上

国官総第241号令和2年3月6日

本省局長等 殿 地方局長等 殿

大臣官房長(公印省略)

東日本大震災発災九年となる3月11日における弔意表明について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がありましたので、その趣旨の 徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

併せて、一定時刻(午後2時46分)に黙とうを捧げるように、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

なお、弔旗掲揚に際しては、別添通知の記載事項に留意の上、対応願います。





府総第155号 令和2年3月6日

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 殿

内閣官房長官 菅 義



東日本大震災発災九年となる3月11日における弔意表明について(依命通知)

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願い たく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者(独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれては、 当該独立行政法人等を含む)への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴省部内及び関係者に対して、一定時刻(午後2時46分)に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」(大正元年7月30日閣令第1号)に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

東日本大震災九周年追悼式について

令和2年3月6日 閣 議 決 定

令和2年3月11日の東日本大震災九周年追悼式について、取りやめる。

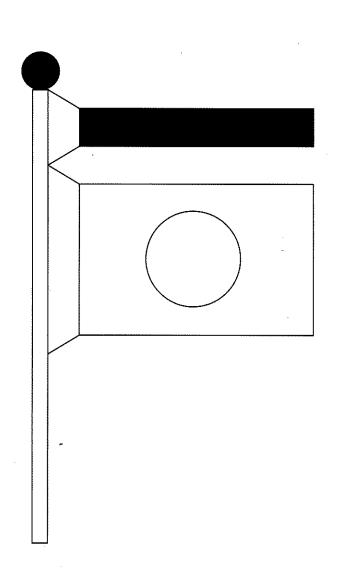
東日本大震災の弔意表明について

令和 2 年 3 月 6 日 閣 議 了 解

東日本大震災発災九年となる3月11日に、哀悼の意を表するため、 次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、 会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望す ること。
- 2 国民各位に対して、一定時刻(午後2時46分)に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

蔽



L 大 且 喪 旗 中 竿 或 大 ノ 旗 喪 上 ヲ 中 部 掲 ノ 揚 或 黑 ス 旗 布 ル 掲 ヲ ト 揚 キー方 附 ハ閣大ノ ス 竿 正件 球 令元 シ 其 ハ 年 黑 第七 ノ 布 月 圖 ヲ 一三 式 以十 左 テ 号日 ノ 之 如

シ

ヲ